

2023年2月17日

各位

上場会社名 グローム・ホールディングス株式会社  
 代表者 代表取締役社長 藤本 一郎  
 (東証グロース・コード 8938)  
 問合せ先 経営企画管理室 室長 涌井 弘行  
 (TEL 03-5545-8101)

### (変更)再発防止策の再変更のお知らせ

2022年8月30日付で公表いたしました「再発防止策策定のお知らせ」(2022年9月28日付「(変更)再発防止策の一部変更のお知らせ」にて一部変更)に関し、更なる検討を経て、一部変更した事項がありましたので、下記の通りお知らせいたします。変更箇所には二重下線を付しています。

#### 記

#### 1. 変更内容

(変更前)

#### 3. 当社の再発防止策 [二重下線部分が修正箇所]

特別調査委員会が指摘した発生原因	特別調査委員会からの再発防止策の提言 (下線部) 再発防止策の具体的な内容、実施スケジュール、主管部署
(略)	
(3) 業績面の貢献が大きい役職員に対して意見しにくい雰囲気蔓延	(3) <u>ガバナンス・内部統制の更なる改善</u> 管理部門の強化 ・当社グループの管理部門の一体化 ▶ <u>当社が GMMA を吸収合併することにより、当社と GMMA に存在していた管理部門を当社内の管理部門として一元化</u> ▶ 業務管理上の重要ポイント等についてコンプライアンス研修等の全社研修により、各管理部門から全社員に対して周知徹底 ・社長等経営上層部の意思決定の際も、専門部署の専門的見地に基づく審査結果を踏まえた上で意思決定することを徹底した事業の運営の徹底 (スケジュール:継続的に、主管:当社代表取締役)
(略)	
(5) 当社及び GMMA におけるガバナンスの不十分さ	(3) <u>ガバナンス・内部統制の更なる改善</u> ガバナンスの更なる改善

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>当社による GMMA の吸収合併による二重構造の解消</u> (スケジュール:今後、当社取締役会で検討、主管:代表取締役)</li> <li>・監査等委員会で処分の妥当性の検証を行った上で、当社取締役会で審議 (スケジュール:9月・10月実施予定、主管:当社代表取締役)</li> </ul>
--	---

(変更後)

### 3. 当社の再発防止策 [二重下線部分が修正箇所]

特別調査委員会が指摘した発生原因	特別調査委員会からの再発防止策の提言（下線部） 再発防止策の具体的な内容、実施スケジュール、主管部署
(略)	
(3) 業績面の貢献が大きい役職員に対して意見しにくい雰囲気蔓延	<u>(3) ガバナンス・内部統制の更なる改善</u> 管理部門の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社グループの管理部門の一体化               <ul style="list-style-type: none"> <li>▶当社と GMMA に存在していた管理部門を当社管理部門として一元化 (スケジュール:2023年4月頃実施予定、主管:代表取締役)</li> <li>▶業務管理上の重要ポイント等についてコンプライアンス研修等の全社研修により、各管理部門から全社員に対して周知徹底</li> </ul> </li> <li>・社長等経営上層部の意思決定の際も、専門部署の専門的見地に基づく審査結果を踏まえた上で意思決定することを徹底した事業の運営の徹底 (スケジュール:継続的に、主管:当社代表取締役)</li> </ul>
(略)	
(5) 当社及び GMMA におけるガバナンスの不十分さ	<u>(3) ガバナンス・内部統制の更なる改善</u> ガバナンスの更なる改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>当社グループの管理部門の一体化</u>                当社と GMMA に存在していた管理部門を当社管理部門として一元化 (スケジュール:2023年4月頃実施予定、主管:代表取締役)</li> <li>・監査等委員会で処分の妥当性の検証を行った上で、当社取締役会で審議 (スケジュール:2022年9月・10月実施済、主管:当社代表取締役)</li> </ul>

## 2. 変更理由

当社は、再発防止策を公表した 2022 年 8 月 30 日時点では、その 1 つとして、当社と、当社主要子会社である GMMA (グローム・マネジメント株式会社) とを 2023 年 4 月を目処として吸収合併することによりガバナンス・内部統制を強化することを決定しておりました。

しかし、当社取締役会等で議論を深めていくうちに、当社と GMMA の吸収合併は取りやめるべきであるとの意見が強くなりました。その理由は、①当社と GMMA は、それぞれ別個の存在意義があ

り、また、②当社と GMMA の吸収合併以外の手法により、特別調査委員会で指摘された問題点を解消可能であり、かつ、現に解消されつつあるためです。以下、詳述します。

#### ①当社と GMMA は、それぞれ別個の存在意義があることについて

現在、医療コンサルティング事業を行う GMMA は、当社グループの中核子会社となっております。他方、当社グループには、GMMA 以外にも、グローム・ワークサポート株式会社(以下「GMWS」といいます。)という医療コンサルティングの周辺ビジネスを行う子会社が存在しており、更に今後の事業展開次第では、競業他社の買収や、医療コンサルティングの周辺ビジネス(例えば、医療法人に関連する不動産事業<sup>1</sup>、購買事業等)に従事する新たな子会社が発生する可能性がございます。

そうしますと、従前から当社が担ってきた、当社グループを束ねるホールディングスとしての機能の必要性は、今後も失われたいものと考えております。例えば、当社が競業他社を買収する場合に、当社と GMMA が別会社として存在しておれば、当該被買収法人を、当社子会社とし、GMMA と兄弟会社とすることで、「対等統合」を実現することも可能となります。

当社取締役会は、数度の議論を経た上で、そういった、当社の事業戦略上の選択肢を広く残すため、当社と GMMA の吸収合併は、避けるべきと考えるに至りました。

また、両社を存続させることで、GMMA は医療コンサルティング事業の専門家集団であり、その経験の長い森芳英が代表取締役社長を務め、当社は、ホールディングスとして、企業経営全般や、M&A、国際業務に造詣があり、弁護士でもある藤本一郎が代表取締役社長を務めるという役割分担も、明確になると考えます。

#### ②当社と GMMA の吸収合併以外の手法により、特別調査委員会で指摘された問題点を解消可能であり、かつ、現に解消されつつあることについて

そもそも、内部統制やガバナンスの強化は、子会社をなくす方法でしか実現できないものではありません。

現在、公表した再発防止策の大半を実施中ですが、吸収合併により解消するべきとした問題点 2 点(上記の(3)業績面の貢献が大きい役職員に対して意見しにくい雰囲気蔓延、(5)当社及び GMMA におけるガバナンスの不十分さ)は、取締役会の構成の充実、内部通報制度の充実により相当程度解消されつつあり、これに加えて、吸収合併しない場合であっても、当社及び GMMA の管理部門を当社で一体化することにより、吸収合併に期待していた管理体制の充実は、十分達成可能であると考えております。

例えば、現在の当社取締役会を構成する9名の陣容は、男性7名、女性2名、弁護士2名、公認会

---

<sup>1</sup> 当社が 2022 年 7 月 26 日に開示した「事業計画及び成長可能性に関する説明資料」では、「不動産関連事業」について「今後完全撤退予定」と記載しており、将来的な方針として、この方針そのものに変更はございません。しかし、通常、病院を運営するためには、建物としての病院施設が必要であり、医療関連事業に特化する中で、医療関連事業に付随する不動産事業を行う可能性がございます。また、現時点においても、2 件の商業施設を保有し、不動産賃貸事業を継続しております。

計士1名、社外取締役5名、社外取締役ではない取締役4名、外国人2名と、多種多様であり、2022年6月及び7月に開催された定時株主総会の終結前の状態<sup>2</sup>と比較しますと、女性役員・専門職役員の増加、社内子会社との役員の兼職の増加等がなされた結果、コーポレートガバナンスコードの原則4-11が述べる「適切な経験・能力」「バランス」等が備わった状態であると考えています。主要子会社であるGMMAの取締役3名及び監査役の全員が、GMWSの取締役3名中2名と監査役が、当社の取締役を兼務しており、当社経営陣が、子会社の経営状況を十分把握し、統制するだけの体制が整っております(なお、今般問題となった不適切な取引が発生した当時は、主要子会社のGMMAの取締役・監査役のうち、当社取締役との兼務は、5名中1名のみでした。)

また、内部通報制度についても、再発防止策の一環として、当社は、外部の顧問弁護士ではない弁護士事務所を、2022年10月より内部通報制度の外部通報窓口として設置しており、経営陣から一定の独立性のある監査等委員会を社内窓口に変更しております。その結果、内部通報とまでは言えない相談レベルの件も含め、広く当社グループの従業員等からこれらの窓口に対し問い合わせを頂戴し、実際に、旧経営陣が行った人事異動について、内部通報を1つの契機として当社取締役会が誤りを認め、人事異動の撤回が生じる等、一定の成果が生じております。

このように、特別調査委員会が指摘した問題の解消は、吸収合併とは別の手法で実現しつつあると言って良いと、当社取締役会は判断しております。

なお、当社とGMMAの管理部門の一体化については、既に一部において進んでおりますが、より具体的には、2023年4月に吸収合併を伴わない、当社とGMMAに存在していた管理部門を当社管理部門として一元化する組織再編を行うことにより実現する計画です。

以上のような検討の結果、2023年2月17日開催の当社取締役会にて、取締役全員の賛成により、当社とGMMAの合併を中止し、上述のとおり当社「再発防止策」の一部修正を行うことについて決議するに至ったものです。

以上

---

<sup>2</sup> 2022年6月及び7月の定時株主総会前は、男性7名、女性1名、弁護士1名、社外取締役2名、社外取締役ではない取締役3名、社外監査役2名、外国人2名でした。